

佐伯市人事行政の運営等の状況

人事行政運営における公正性、透明性を高めるため、地方公務員法第58条の2の規定により、佐伯市人事行政の運営等の状況を公表します。

※この内容は、佐伯市公式ホームページ(<http://www.city.saiki.oita.jp/>)にも掲載しています。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免及び職員数に関する状況

平成19年4月1日 現在職員数	退職者	採用者 (県派遣含む)	平成20年4月1日 現在職員数
1,141人	58人	22人	1,105人

(2) 部門別職員数の状況

部 門	職 員 数(人)		対前年比 (人)	部 門	職 員 数(人)		対前年比 (人)		
	平成19年度	平成20年度			平成19年度	平成20年度			
福祉関係を除く 一般行政	議 会	8	8	0	特別行政	教 育	164	151	-13
	総 務	192	193	1		警 察	0	0	0
	税 務	55	55	0		消 防	120	120	0
	労 働	0	0	0		小 計	284	271	-13
	農 水	95	93	-2	公 営 企 業 等	病 院	22	19	-3
	商 工	37	35	-2		水 道	47	45	-2
	土 木	95	92	-3		交 通	3	3	0
	小 計	482	476	-6		下 水 道	24	24	0
福 祉 関 係	民 生	145	135	-10		そ の 他	46	44	-2
衛 生	88	88	0	小 計	142	135	-7		
小 計	233	223	-10	総 合 計	1,141	1,105	-36		
一 般 行 政 計	715	699	-16						

2 職員の給与の状況

(1) 平成19年度職員給与費の状況(一般会計)

区 分	住民基本台帳人口	歳 出 額 (A)	職員給与費 (B)	職員給与费率 (B/A)
決算額	81,709人(平成20年3月31日現在)	40,524,363千円	6,409,265千円	15.82%

(2) 平成20年度職員給与費の状況(一般会計)

区 分	職 員 数 (A)	給 与 費			合 計 (B)	1 人 当 たり 給 与 費 (B/A)
		給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当		
当初予算額	980人	3,986,671千円	547,074千円	1,767,259千円	6,301,004千円	6,430千円

※上記(1)、(2)には退職手当は含まれていません。

(3) 職員の平均給料月額 及び平均年齢の状況 (平成20年4月1日現在)

区 分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	33万4,989円	42歳7か月
技能労務職	—	—

(4) 初任給の状況 (平成20年4月1日現在)

区 分	初 任 給	採用後2年経過時
高 校 卒	13万7,275円	14万6,680円
大 学 卒	16万9,860円	18万0,785円

(5) 職員の経験年数別、学歴別平均給料月額の状況(平成20年4月1日現在)

区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
高 校 卒	20万9,285円	26万0,205円	32万3,380円
大 学 卒	25万2,890円	30万2,955円	35万1,120円

注)平成18年4月1日から給料を5%減額しています。

(6) 一般行政職の級別職員数及び平均給料の状況(平成20年4月1日現在)

区 分	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	合計
標準的な 職務内容	部長・次長 振興局長	課長・室長 困難参事	参事・課長補佐 困難係長	係長 副主幹	主査	主任	事務員 技術員等	事務員 技術員等	
職員数	18人	64人	299人	85人	63人	154人	68人	16人	767人
構成比	2.3%	8.3%	39.0%	11.1%	8.2%	20.1%	8.9%	2.1%	100.0%
平均給料	44万9,239円	42万5,912円	39万7,678円	34万3,704円	29万5,435円	24万9,311円	20万1,795円	17万1,398円	33万4,988円

※標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

(7) 期末・勤勉手当の状況(平成20年4月1日現在)

区 分	期末手当	勤勉手当
6月期	1.40月分	0.75月分
12月期	1.60月分	0.75月分
役職による加算措置5～15%		

(8) 退職手当の状況(平成20年4月1日現在)

勤続期間	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分

(9) 諸手当の状況(平成20年4月1日現在)

手当の種類	内 容
扶養手当	配偶者 1万3,000円 配偶者以外 6,500円 配偶者のいない場合、扶養親族1人目 1万1,000円 特定扶養加算(16歳～22歳) 5,000円
住居手当	借家(1万2,000円以上の者) 最高2万7,000円まで 持家 2,500円(新築6年間は2,000円加算)
通勤手当	交通機関支給限度 月5万5,000円 片道2K mから55K m未満までの21区分ごとに 4,500円から2万7,200円まで
管理職手当	参事級以上の職員に対して支給 給料月額×役職に応じた支給率(5.6～12%)
特殊勤務手当	・大島航路の運航に従事する者 ・消防署職員で災害現場に出動した者 ・診療所に勤務する医師
時間外勤務手当	労働基準法の規定に基づき支給

(10) 特別職の報酬等の状況(平成20年4月1日現在)

区 分	給与月額等	備 考	
給 料	市 長	74万8,000円	条例に定める額から 市長は15%、副市長 は10%減額している
	副市長	64万4,400円	
	教育長	55万1,700円	
報 酬	議 長	41万0,130円	条例に定める額から 5.5%減額している
	副議長	36万9,495円	
	議 員	34万7,760円	
期 末 手 当	市 長	6月期 1.60月分 12月期 1.75月分 計 3.35月分 加算措置15%	
	副市長		
	教育長		
	議 長		
	副議長		
議 員			

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況(平成20年4月1日現在)

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休憩時間	週休日
38.75時間	午前8時30分	午後5時	なし	午後0時15分から 午後1時まで	土曜日 日曜日

注)平成20年4月1日から休憩時間を廃止しています。

(2) 年次有給休暇の取得状況(平成19年1月1日～平成19年12月31日)

制度の概要	平均取得日数
全職員に対し、1年度につき20日間 付与(前年度に未使用日数がある 場合、最大20日を翌年度に繰越) 4月新採用者については15日	8.6日

(3) その他の休暇の種類

区 分	内 容	付与日数	
病気休暇	公務傷病、結核性疾患、その他私傷病の療養のため。	必要と認める期間	
特別休暇 (主なもの)	ド ナ ー 休 暇	職員が骨髄移植のための骨髄液の提供者として、検査、入院等が必要であるとき	必要と認める期間
	ボランティア休暇	職員が自発的に無報酬で社会貢献活動を行うとき	必要と認める期間
	結 婚 休 暇	職員が結婚するとき	9日以内
	産 前 休 暇	一定期間内に出産する予定の女性職員が申し出たとき	出産予定日の8週間前から出産の日まで
	産 後 休 暇	女性職員が出産したとき	出産した日の翌日から8週間を経過する日まで
	乳児養育休暇	生後1年未満の子を育てる職員が、その子の保育のために授乳等を行うとき	1日2回、それぞれ60分以内
	忌 引 休 暇	職員の親族が死亡したとき	続柄に応じて付与例:配偶者10日以内 血族父母7日以内
	子の看護休暇	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員がその子を看護することが必要であるとき	1年に5日以内
介護休暇	職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護を必要とするとき	連続する6か月以内での無給休暇	

4 職員の分限及び懲戒処分の状況(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

- (1)分限処分 休職 6件【病気療養のため6件】
 (2)懲戒処分 停職 1件【法令に違反したため(道路交通法違反)1件】

5 職員のサービスの状況

すべての職員は、「全体の奉仕者」として公共の利益のために勤務し、職務遂行にあたっては全力で奉仕しなければなりません。このサービスの基本原則を忠実に実行するため、地方公務員法の規定により、次の義務が課せられています。

- 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 ○信用失墜行為の禁止 ○秘密を守る義務
 ○職務に専念する義務 ○政治的行為の制限 ○争議行為等の禁止 ○営利企業等の従事制限

6 職員研修の状況(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

(1)大分県市町村職員研修運営協議会による研修

- 基本研修(35人参加)
 ・幹部セミナー ・新任課長級研修 ・新任係長級研修 ・新採用職員研修 ・対人能力開発研修
 ・40代キャリアデザイン研修 ・ミッションコーチング研修 ・危機管理能力研修
 ○ステップアップ研修(1人参加)
 ・「自主興動塾」研修
 ○職務研修(75人参加)
 ・税務初任者研修 ・個人住民税研修 ・徴収滞納処分事務研修 ・固定資産税研修
 ・契約事務研修 ・法制実務研修 ・財務実務研修 ・情報公開・個人情報保護法研修
 ・条例等立案改廃研修 ・住民クレーム対応研修 ・話し能力開発研修 ・自己管理・タイムマネジメント研修
 ・事務段取・マニュアル作成研修 ・創造力・企画力向上研修 ・政策ディベート研修
 ○講師養成研修(2人参加)
 ・公務員倫理研修指導者養成研修 ・O J T 職場研修指導者養成研修

(2)佐伯市独自研修

- AED研修(87人参加) ○セキュリティ研修(725人参加) ○メンタルヘルス研修(366人参加)
 ○一般事務基礎研修(39人参加)

7 職員の福祉及び利益の保護状況

(1)健康診断の状況

区 分	内 容
定期健康診断	加入健康保険組合による総合検診
各種がん検診	胃がん、大腸がん、乳がん、子宮がん

(2)公務災害補償の状況(平成19年度)

加 入 団 体	災害件数	災害の内容
地方公務員災害補償基金大分県支部	4 件	公務上の負傷 通勤上の負傷

8 公平委員会に係る業務の状況(平成19年度)

- (1)勤務条件に関する措置の要求の状況…該当なし
 (2)不利益処分に関する不服申立ての状況…該当なし

※公平委員会とは、地方公務員法第7条により設置する第三者による機関で、不利益な処分を受けた職員の不服申し立て等に対し裁決などを行います。